英国・公的機関改革の最近の動向

2013年9月

|I. 英国・公的機関改革(Public Body Reform)の背景・概要|

1. 背景

(1) 英国では、1980年代以降、政府外公共機関(NDPB)*等の組織の削減に取り組み、組織数は大幅に減少したものの、2001-2年度以降、政府外公共機関(NDPB)への財政的支出が大幅に増加。

【執行形NDPBへの財政支出 2001-2年度: 約£302億 \rightarrow 2008-9年度: 約£390億】

- (2) 保守党は、2010年の総選挙のマニフェストにおいて、NDPB等の選挙の影響を受けない組織が多額の税金を使っており、大臣が政府の政策に責任を持つ必要がある。また、<u>準独立行政機関**であって(ア)技術的機能(イ)政治的独立を要求する機能(ウ)事実の確立の機能を果たしていない場合は廃止</u>する旨記載。2010年3月の連立協定においても、<u>新政権は準独立行政機関</u>の数とコストを削減する旨記載。
- (※) 政府外公共機関 (Non Departmental Public Bodies (NDPB)) の詳細は<mark>別紙1</mark>参照。うち執行NDPBは日本の独立行政法人に類似。
- (※※) 準独立公共機関 (quasi-autonomous non-governmental organization (QUANGO)) とは、全ての政府外公共機関及び一部の非内閣構成省庁 (non-ministerial departments)、公企業 (public corporations) 等を指す。

2. 改革の内容

(1)省庁横断的レビュー

内閣府は、2010年の春から秋にかけ904の準独立行政機関(660のNDPB、244 の非大臣省庁・公共企業等)について省庁横断的なレビューを実施。2010年10 月、内閣府は当該レビューに基づく行政機関改革案を公表(2011年12月に改正 改革案を公表)。当該改革案においては、NDPB等の廃止、統合、実質的改革等 の対応を組織ごとに規定。研究開発法人、博物館、各種諮問委員会など様々な 類型の機関を統一的に対象としている。

このうち、組織の廃止が決定されたものは、見直し対象となった<u>904組織中</u> 199組織(うち、日本の独立行政法人に類似する執行NDPBは47組織)となっている。

- ① 見直しの結果(2011年12月現在)
 - ●抜本的見直し対象:495機関(<u>機関が廃止され、所管府省とは異なる府省に</u> 移管されるなど府省の枠組みを超えた柔軟な見直しも行われている。)
 - 廃止: 199機関(このうち執行型NDPBは47機関)
 - 統合: 120機関
 - 実質的改革(法人格等は維持):176機関
 - ●精査中:10機関

② 見直しの基本的考え方

以下の3点の基準に適合しない機関は、廃止又は国の機関等に移管。

- ●当該機関が正確な技術的事項を実施しているか(技術性)。
- ●公的資金(税金)を分配するのに適切な、偏りのない決定を行うために必要な機関か(公平性)。
- ●政治的に独立し、透明性を確保した下で決定された事実へのニーズに応える機関であるか(透明性・独立性)。

(2) 公的機関改革法 (Public Bodies Act 2011) の内容

公的機関改革案を着実に実行に移すため、2010年10月に英国内閣府が中心 となり、公的機関改革を行う法案を作成・公表。同法案は、上院、下院の審 議を経て、2011年12月に国王が裁可。

- ●公的機関改革のために法制的措置が必要となる機関について、その<u>改革に</u> 必要な権限を全ての主務大臣(閣内大臣のみならず、閣外大臣、政務官を 含む。)<u>に付与</u>する法制的枠組を整備。具体的には、法律によらず主務大 臣が発する命令により、廃止、統合等の措置が可能。
- <u>見直し内容(廃止、統合、実質的改革等)を292の対象機関ごとに規定</u>し、 5年の期限を設け改革を実施。

(例:児童保護委員会は国の機関に移管、関係組織の再編による新たな水路基金の設置、地域開発機関の廃止、消費者勧告部局の権限強化等)

- ●命令案を説明書類とともに上院、下院両議院に通知し承認を得る。
- ●2012年12月までに33機関に関する18の命令が制定。

(3)政府外公共機関に対する3年毎の見直し(Triennial reviews)の実施

2011年4月、内閣府は<u>すべての政府外公共機関</u>について、<u>3年に1度の見直しの実施</u>を公表。見直しは所管大臣等が、政府外公共機関の継続が必要な理由、機構、支出について正当性を検証。2011年6月に内閣府は見直しを行うためのガイドラインを公表。

- ●目的は、①<u>モメンタムの維持</u>②国民からの<u>注目の継続</u>③<u>ガバナンスの評</u> <u>価と優良事例の特定</u>④<u>存続・組織見直しの挑戦の確保</u>⑤過去の状態への 立戻りの防止等。
- ●当該法人が<u>果たすべき機能が最適な方法で実施されているかという観点</u>から、①<u>国戻し</u>②他の機関と<u>統合③民間等への移行</u>が適当かなどを精査し、公表。
- ●3年毎の見直しは、公的機関改革を推し進める<u>中心的存在</u>として位置づけ。

Ⅱ. 公的機関改革の財政的効果試算

内閣府担当大臣は、正確な数値の見通しは困難としつつも、今回の改革による財政的効果を以下のとおりとし、議会に報告(2011年3月報告書。府省ごとの見積額は別紙3参照)。

- ●決算評価期間 (Spending Review Period (2011-12から2014-15年までの4会計年度の総計。以下同じ。)) における改革による<u>事務費削減見積額(行政効率の向上等)は26億ポンド</u>(約3,250億円(1ポンド=125円で試算。以下同じ。))以上。
- ●事業の廃止等による<u>行政機関を通じた財政的支出は毎年約110億ポンド</u> (約1.37兆円。2014-15までで300億ポンド(約3.8兆円)以上)削減されると予測。
- ●このうち、事業支出削減見積額が約140億ポンド(約1.75兆円)、資本支出削減見積額が約166億ポンド(約2.07兆円)。
 - ・<u>事務費削減見積額</u>が最も大きい府省 ビジネス・イノベーション・技能省 (Department for Business, Innovation and Skills(BIS)) (約9億ポンド(約1.125億円))
 - ・<u>事業支出削減見積額</u>が最も大きい府省 ビジネス・イノベーション・技能省(約100億ポンド(約1.25兆円))
 - 資本支出削減見積額が最も大きい府省
 コミュニティ・地方自治省(Department for Communities and Local Government (CLG))であり(約130億ポンド(約1.62兆円))

(参考) 政府外公共機関 (NDPB) への国費の支出状況は以下のとおり。

(Cabinet Office 「Public Bodies 2012」)

- ・年間、国費から約 257 億ポンド(約 3.2 兆円) を支出。
- ・そのうち、約 42% (約 109 億ポンド (約 1.4 兆円)) は、ビジネス・イノベーション・技能省 に支出。
- ・その約 62%(約 68 億ポンド(約 0.85 兆円))を Higher Education Funding Council for England (HEFCE) に支出。

Ⅲ. 公的機関改革の成果

1. 公的機関の削減

	見直し前(2010年)	2012年9月	見直し後(2015年)	
準独立行政機関	904	707	598	
うち執行型NDPB	210	173	134	

2. 財政的効果等

- ●見直しによる2011-12年度の事務費削減額は、約4億ポンド(約500億円)。
- ●内閣府は各省と協力して毎年度末に実際の削減額を確定し、チェックを行う。

政府外公共機関(Non Departmental Public Bodies(NDPB))について

〇定義

中央政府の政策過程において役割を有しているが、政府府省またはその一部でないものであり、程度の大小はあるが、大臣からの「一定の距離を置いて (arm's length)」に従って事業を行う組織。

なお、「大臣からの距離」の性格については、「日々の意思決定については 政府から独立しているが、大臣は最終的には、その独立性、効果、効率性につ いて、議会に対して責任を負う」ものを意味するものとされている。

〇類型と数

2012 年 3 月時点で 560 機関が存在。業務内容ごとに、以下のとおり分類されている。

①執行型 NDPB (Executive NDPB) (185 法人)

法令に基づいて設置され、執行、行政、規制及び(又は)商業的機能を実施するもの。「執行的業務」の法的定義は以下のとおり(英国公的団体改革法§74)。

- ・法的手続きの実施又はそのための補助的業務
- ・法的手続きの実施又はその補助のための検査業務
- ・上記の業務のための準備段階業務
- ②助言型 NDPB(Advisory NDPB)(215 法人)

様々な事項について、独立・専門的助言を大臣に対して行うもの(通常は法令に基づかずに設置)。

- ③法廷型 NDPB (Tribunal NDPB) (15 法人) 特別な司法領域において、法的行為を行うもの。
- ④独立監視ボード (Independent Monitoring Board) (145 法人) 収監、入国 (出国) の仕組みに対するモニタリングを行うもの。

所管府省ごとの見直し内容別機関数

	廃止	統合	維持	維持・ 改革	見直し 中	合計
ビジネス・イノベ	21	6	20	1	9	57
ーション・技能省						
内閣府	7		6		2	15
コミュニティ・地	17		5	1	1	24
方自治省						
文化・メディア・	11	4	35		1	51
スポーツ省						
エネルギー・気候	3		9			12
変動省						
環境・食糧・農村	53		23	163	6	245
地域省						
教育省	6		3		8	17
国際開発省			2			2
運輸省	6		8	1		15
保健省	30		10			40
雇用年金省	3	2	8		2	15
外務・英連邦省	2		4		4	10
機会均等省	1			1		2
財務省			1			1
内務省	2	1	10		3	16
防衛省	1		27		1	29
法務省	29	105	209	4	3	350
Total	192	118	380	171	40	901

Source: Cabinet office, Public Bodies Reform — Proposals for Change, 14 October 2010

※以上は、英国内閣府が整理した 2010 年 10 月時点の内容。その後、2011 年 12 月に改正案が作成され、現在も調整が進められている。なお、2011 年 12 月に作成された改正案は、英国内閣府のホームページで公表されている(以下の URL 参照)。

(http://www.cabinetoffice.gov.uk/sites/default/files/resources/Public_Bodies_R eform_proposals_for_change.pdf)

公的機関改革による各府省の次期決算レビュ一時(2014-15)までの削減見積額

(単位:百万ポンド)

	事務費 削減見積額	事業支出 削減見積額	資本支出 削減見積額	削減見積総額
ビジネス・イノベ ーション・技能省	882.00	10,030.93	2,466.77	13,379.69
内閣府	9.71	59.97	8.00	77.68
コミュニティ・地 方自治省	168.62	280.73	12,962.55	13,411.9
地方政府	60.54	0	0	60.54
文化・メディア・ スポーツ省	206.35	1,287.70	382.22	1,876.27
エネルギー・気 候変動省		-		
環境·食糧·農村 地域省	269.51	446.27	509.87	1,225.66
教育省	673.88	673.88		
国際開発省		0.00		
保健省	67.00 –			67.00
外務•英連邦省		0.00		
財務省		0.00		
法務省	86.46	1,486.70	47.7	1,620.85
内務省	131.16	383.14	189.77	704.07
防衛省	1.59	0.00	0.00	1.59
運輸省	21.59		21.59	
雇用年金省	17.95	-20.81	31.63	262.67
合計	2,596.36	13,954.63	16,598.51	33,383.39

Source: House of Commons Public Administration Select Committee - HC 909 Public Bodies Bill, 19 May 2011